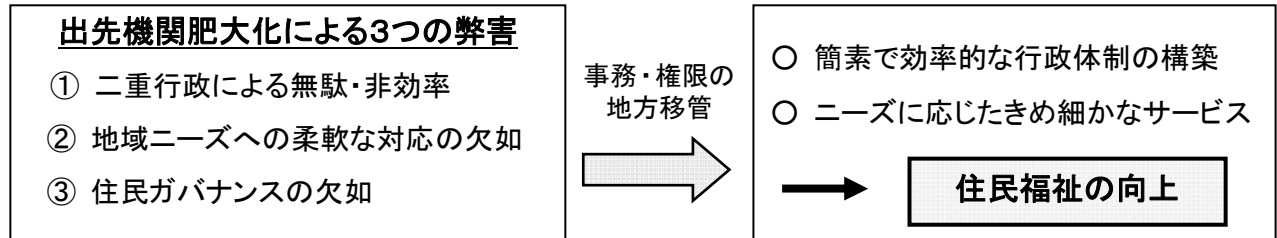


「国の出先機関の原則廃止に向けて」の概要

平成 22 年 7 月 15 日
全 国 知 事 会

I 基本的な考え方

1 「国の出先機関原則廃止」の目的



- ・「国の出先機関原則廃止」は、地方への権限・財源移譲を進める最も実践的な改革手法。

2 検討に当たっての基本的な考え方

- ・補完性の原理に基づき、「地方にできることは全て地方に移管」「国に残す事務は、国が真に担うべき事務に極限」の考え方で事務・権限仕分けを実施。

《前提条件》

- ・全国知事会及び地方分権改革推進委員会の提言・勧告を出発点
- ・財源は当然保障されるべきとの前提で積極的に事務権限を受け入れ
- ・現行都道府県・市町村制度を前提に受入体制等を検討
- ・制度を見直し中の事務は議論の方向性に留意しつつ、現行制度を前提に検討

II 出先機関の事務の仕分け

1 検討対象機関・事務 8府省15系統の出先機関の528事務

2 事務の仕分け結果

地方に移管 (296)	廃止・民営化等 (97)	国に残す (135)
----------------	-----------------	---------------

(機関別の仕分け状況)

全て又は大半の事務移管が可能 (8機関)	一定の事務移管が可能 (4機関)	大半の事務を国に残す (3機関)
・都道府県労働局 ・経済産業局 ・地方運輸局 ・地方環境事務所 ・北海道開発局 ・地方厚生局 ・地方整備局 ・地方農政局	・総合通信局 ・法務局 ・漁業調整事務所 ・沖縄総合事務局	・中労委地方事務所 ・森林管理局 ・地方航空局

Ⅲ 出先機関原則廃止の実現に向けた取組

1 先行的な移管を進める重点分野

(1) 最重点分野

平成 23 年通常国会への法案提出、平成 24 年 4 月 1 日からの全国一律実施を目指す。

- ・ 職業安定、労働保険等（都道府県労働局の事務のうち労働基準監督以外）
- ・ 直轄国道（高規格幹線道路を除く）
- ・ 直轄河川（一の都道府県で完結するもの等）

(2) 重点分野

大半の事務の移管が可能な機関については、重点的に地方移管を推進。

地方農政局、経済産業局、地方厚生局、地方運輸局、地方環境事務所
（上記に準ずるものとして）北海道開発局、沖縄総合事務局

2 事務移管の方法

- ・ 重点分野は早期移管。特に最重点分野は平成 24 年 4 月からの全国一律実施を目指す。
- ・ 広域連携が必要なものは段階的な移管も検討。
- ・ 全国一律移管が難しいものは実験的移管を突破口とする柔軟な方法を検討。

3 受入体制

都道府県単位の機関（ハローワーク等）		原則として都道府県単独で事務を受け入れ
ブロック単位の機関	事務の対象・範囲が 都道府県内で完結	原則として都道府県単独で事務を受け入れ
	事務の対象・範囲が 都道府県域を 越えるもの	・ 単独都道府県で担えない場合、広域連合や協議会等の広域連携組織を設置。 ・ 許認可事務などは、都道府県間の情報共有、域外権限の付与などで対応。

4 国から地方への人材移管

人材移管についてはできる限り丁寧な制度設計を行い、職員の雇用が確実に確保されるよう最大限の努力を払う。

《人材移管の前提条件》

- ・ 国における組織・事務の徹底的なスリム化が前提
- ・ 地方が主体的に人員と人材を選考できる仕組みとする
- ・ 府省を退職し、移管先の都道府県の職員として採用することが基本
- ・ 給与等は任命権者である都道府県の定める規定により決定
- ・ 国と地方が対等の立場で協議・調整を行う人材移管の総合調整組織を設置

5 国から地方への財源移譲

財源の不足が生じないように、移管人員の人件費を含む必要総枠を確保。

《財源確保措置》

【当面の財源確保】

- ・ 事務事業の実施に必要な財源総額を交付金により確保。

【将来の財源確保】

- ・ 税財源の移譲により、地方の新たな役割に見合う税財源を確保。